

## ～ できる限り『直接搬入』にご協力ください ～

平素は、地域の清掃活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

地域の清掃活動に伴うごみ(刈草・剪定枝・散在性ごみ)の処分につきましては、近江八幡市環境エネルギーセンターへ※直接搬入していただきますよう、ご協力をお願いします。

(※直接搬入の場合、環境課で廃棄物処理手数料免除許可証を発行します。ただし、机・いす・キャビネット等の自治会備品は手数料免除の対象外です。)

なお、センターへの直接搬入が困難な場合につきましては、下記の留意事項を遵守いただき、必ず「地域清掃活動等ごみ収集依頼書」の提出をお願いします。

### 1 ごみの分別について（収集依頼の場合・直接搬入の場合）

収集を円滑に行うため、必ずごみの分別（可燃ごみ・不燃ごみ・雑草・剪定枝等）をしてください。活動されるみなさまに周知をお願いいたします。

なお、施設へ直接搬入される際、ごみ種ごとに荷下ろし場所が異なるため分別し搬入してください。

### 2 雑草等の収集について（収集依頼の場合・直接搬入の場合）

雑草等の清掃については、必ず袋に入れてください。

袋に入れることが困難な場合は、収集日の当日、積み込みにご協力いただける方を4名程度お願いします。

なお、直接搬入の場合は、袋に入れる必要はありません。

### 3 剪定枝の搬入基準について（収集依頼の場合・直接搬入の場合）

剪定枝の長さについては、処理施設の搬入基準を遵守してください。

(参考) 木の搬入基準

青竹の搬入基準

太さ15cm以内、長さ2m以下

長さ50cm以下

### 4 収集日について（収集依頼の場合）

清掃活動日以降の平日（例：土日に実施の場合は月曜日以降）に原則、申し込み順に回収しますが、天候状況や各地域の活動日が重なることにより、収集日が遅くなる場合がありますので、ご了承をお願いします。

### 5 ごみの出し方について（収集依頼の場合）

集めていただいたごみ等は袋に入れて、ごみステーション以外の場所に集積してください。（この場合、市指定ごみ袋でなくてもよい）

また、ごみ袋は環境課でお渡しできます。（市指定ごみ袋ではない）

なお、ごみが少量の場合に限り、市指定ごみ袋に入れて、地域のごみステーションに出していただいても構いません。

### 6 清掃活動を中止または延期される場合

天候等の都合により、清掃活動を中止または延期された場合は、収集スケジュールを変更しますので、至急（平日）環境課へご連絡ください。